

選 択 約 款

(家庭用ガス温水暖房契約)

2022 年 4 月 1 日実施

金沢エナジー株式会社

目 次

1.	適用条件.....	1
2.	選択約款の変更.....	1
3.	用語の定義.....	1
4.	契約の申し込み.....	2
5.	契約の成立及び変更.....	2
6.	契約期間.....	3
7.	検針.....	3
8.	使用量の算定.....	3
9.	料金.....	3
10.	単位料金の調整.....	4
11.	割引制度.....	5
12.	設置確認.....	5
13.	契約の解約.....	5
14.	その他.....	6

附則

1.	実施期日	7
2.	この選択約款の実施に伴う切り替え措置.....	7

別表

1.	早収料金の算定方法.....	8
2.	料金表 1	9
3.	料金表 2	10

家庭用ガス温水暖房契約

1. 適用条件

この選択約款は、ガス温水暖房システムを以下のいずれかの条件で使用されるお客さまで、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合。
- ② 併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合。
- ③ 併用住宅の業務部分に設置し、業務部分におけるガス温水暖房システムのガス使用量を②の居住部分のガスメーターにより算定する場合。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合、法令等の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合その他事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨及び変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機又はガス給湯器により、温水を供給して、暖房又は乾燥を行うシステムをいいます。

- (2) 「高効率給湯器」とは、専用住宅又は併用住宅で、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が 90%以上である給湯能力が 60 号（1 号とは水温よりも 25℃高い湯を 1 分間に 1 リットル給湯できる能力をいいます。）以下の給湯器をいいます。
- (3) 「ガスコンロ」とは、専用住宅又は併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用する鍋、フライパン等の炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (4) 「ガストーブ」とは、専用住宅又は併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用し、放射熱又は対流熱で暖房を行う燃焼機器をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「居住部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分を行い、専用住宅の全部又は併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。
- (9) 「単位料金」とは、10 に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。
- (10) 「基本料金（税込）、基準単位料金（税込）、割引上限額（税込）」とは、基本料金、基準単位料金及び割引上限額それぞれの消費税等相当額を含んだ金額を行い、消費税法に基づき記載いたします。
- (11) 「基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）、割引額（税抜）、割引上限額（税抜）」とは、基本料金、基準単位料金、割引額及び割引上限額それぞれの消費税等相当額を含まない金額を行います。

4. 契約の申し込み

お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に所定の申込書によりこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。

5. 契約の成立及び変更

- (1) 選択約款によるガスの供給及び使用に関する契約（以下「選択契約」といいます。）は、当社が 4 の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。この場合、当社は、料金の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択契約の契約成立日から 1 年を経過しないで他の選択契約への変更を申し込まれた場合、当社はその申し込みを承諾しない場合があります。ただし、当該変更の申し込みが、一般ガス供給約款によるガスの供給及び使用に関する契約（以下「一般契約」とい

います。)への変更、設備の変更又は建物の改築等のための一時的な不使用による場合はこの限りではありません。

- (3) 過去にこの選択契約及び他の選択契約を契約成立日から1年を経過しないで解約又は一般契約への変更をされ、同一需要場所において再びこの選択契約及び他の選択契約の申し込みをされた場合で、その適用開始日が過去の選択契約の解約又は一般契約への変更をされた日から1年を経過していない場合は、当社はその申し込みを承諾しない場合があります。ただし、当該変更の申し込みが設備の変更又は建物の改築等のための一時的な不使用による場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまが当社とのこの選択契約、一般契約又は他の選択契約に基づく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、使用の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

この選択契約の契約期間は、契約成立日から解約した日までといたします。

7. 検 針

当社は、一般ガス供給約款に規定する検針の他、この選択契約から一般契約への変更があった場合、この選択契約の解約日に検針を行います。

8. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、翌月の検針日の前日までに解約を行った場合には、当該月の定例検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

9. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表2及び3の料金表における税抜に対応する単価を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、使用を開始した日といたします。
 - ② 一般契約又は他の選択契約からこの選択契約へ変更する場合は、契約成立日以降最初の定例検針日の翌日といたします。

10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により、別表2の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(5)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円}$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第3位の端数は切捨てといたします。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

89,530 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(5)に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり液化天然ガス平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及び同3か月間におけるトン当たり液化プロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、143,250円以上となった場合は、143,250円といたします。この場合において、価額及び数量とは、関税法の規定により財務大臣が公表する貿易に関する統計に基づく価額及び数量といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= (\text{トン当たり液化天然ガス平均価格}) \times 0.9273$$

$$+ (\text{トン当たり液化プロパン平均価格}) \times 0.0775$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位のコロ額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

11. 割引制度

- (1) この選択契約を締結されているお客さまで、①高効率給湯器、②ガスコンロ、③ガストーブのいずれか、又は複数、若しくは全部をご使用いただいている場合には、その機器の組み合わせにより以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、割引制度の適用を申し込むことができるものといたします。

第1種割引

適用条件 ①高効率給湯器をご使用の場合

第2種割引

適用条件 ①高効率給湯器を使用し、かつ②ガスコンロ又は③ガストーブのいずれかをご使用の場合

第3種割引

適用条件 ①高効率給湯器、②ガスコンロ、及び③ガストーブをご使用の場合

- (2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社に所定の申込書によりお申し込みいただき、当社が申し込みを承諾した場合に割引制度を適用いたします。
- (3) 当社は、割引制度を適用する場合、第1種割引は別表3(1)を、第2種割引は別表3(2)を、第3種割引は別表3(3)を適用して割引額を算定いたします。
- (4) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。
- ① この選択契約の契約と同時に割引制度の申し込みをする場合は、9(3)により定める日と同一といたします。
 - ② 既にこの選択契約を締結されているお客さまが、新たに割引制度の適用を希望される場合は、当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日の翌日といたします。
 - ③ 既に割引を適用されているお客さまが、(1)に定める割引種別の変更を希望される場合は、当社が割引種別の変更申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日の翌日といたします。
- (5) お客さまが、割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。

12. 設置確認

当社は、1又は11に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は、この選択契約の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択契約を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。

13. 契約の解約

ガス温水暖房システムを取り外した場合等、1又は11に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、1に定める適用条件を満たさなくなった場合は、この選択契約に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

14. その他

- (1) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) この選択約款及び一般ガス供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

附 則

1. 実施期日

この選択約款は、2022 年 4 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、2022 年 3 月 31 日まで金沢市ガス供給条例、金沢市ガス供給に関する規程、金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市ガス供給における選択供給条件に関する要綱（以下「条例等」といいます。）の適用があり、2022 年 4 月 1 日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、2022 年 4 月 1 日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算式）

料金＝条例等適用期間の早収料金＋この選択約款適用期間の早収料金

条例等適用期間の早収料金（1 円未満の端数は切捨て）

$$= \text{条例等の基本料金} \times D_1 / D + \text{条例等の調整単位料金} \times V_1$$

この選択約款適用期間の早収料金（1 円未満の端数は切捨て）

$$= \text{この選択約款の基本料金} \times D_2 / D + \text{この選択約款の調整単位料金} \times V_2$$

（備考）（以下(2)において同じ）

条例等適用期間＝料金算定期間の初日から 2022 年 3 月 31 日までの期間

この選択約款適用期間＝2022 年 4 月 1 日から料金算定期間の末日までの期間

D＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める日割計算の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日以下又は 36 日以上ときは、上記算定式の D を 30 といたします。）

D_1 ＝D のうち 2022 年 3 月 31 日までの期間に属する日数

D_2 ＝D のうち 2022 年 4 月 1 日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V_1 ＝条例等適用期間の使用量（1 立方メートル未満の端数は切捨て）

$$= V \times D_1 / D$$

V_2 ＝この選択約款適用期間の使用量

$$= V - V_1$$

- (2) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、条例等適用期間及びこの選択約款適用期間の各々において適用する料金表の適用区分は、以下により判定いたします。

- ① 条例等適用期間については、次により算定した 1 か月の換算使用量により判定いたします。

$$1 \text{ か月の換算使用量} = V_1 \times D / D_1$$

- ② この選択約款適用期間については、次により算定した 1 か月の換算使用量により判定いたします。

$$1 \text{ か月の換算使用量} = V_2 \times D / D_2$$

別 表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、割引前料金額から割引額（税抜）を差し引いたものいたします。ただし、11に定める割引制度の適用がなされていない、又は(4)で算定した割引額（税抜）が0円の場合は、早収料金は、割引前料金額といたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額（税抜）は、割引前料金額に割引率を乗じて算定いたします（1円未満の端数切捨て）。ただし、割引額（税抜）算定の結果が別表3の料金表2に規定する割引上限額（税抜）を超える場合は、割引額（税抜）は割引上限額（税抜）と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額（税抜）は0円といたします。
- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から同月 30 日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から同月 31 日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から同月 30 日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から同月 31 日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表 1

(1) 料金表

適用区分		基本料金 (ガスメーター 1 個当たり 1 か月につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)
A	10 立方メートルまでの場合	680.90 円 (税込)	272.151 円 (税込)
		619 円 (税抜)	247.41 円 (税抜)
B	10 立方メートルを超え 15 立方メートルまでの場合	744.70 円 (税込)	265.771 円 (税込)
		677 円 (税抜)	241.61 円 (税抜)
C	15 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの場合	823.90 円 (税込)	260.491 円 (税込)
		749 円 (税抜)	236.81 円 (税抜)
D	20 立方メートルを超える場合	3,239.50 円 (税込)	139.711 円 (税込)
		2,945 円 (税抜)	127.01 円 (税抜)

(2) 調整単位料金

(1)の基準単位料金（税抜）をもとに、10 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(備考)

基本料金（税込）及び基準単位料金（税込）により早収料金及び遅収料金を計算した場合、別表 1 の規定により算定した料金と異なることがあります。

3. 料金表 2

(1) 第 1 種割引

割引率	3 パーセント
割引上限額 (1 か月につき)	2,200 円 (税込)
	2,000 円 (税抜)

(2) 第 2 種割引

割引率	4 パーセント
割引上限額 (1 か月につき)	2,200 円 (税込)
	2,000 円 (税抜)

(3) 第 3 種割引

割引率	5 パーセント
割引上限額 (1 か月につき)	2,200 円 (税込)
	2,000 円 (税抜)